

茂原市自治基本条例を考える市民の会 第33回会議 概要

開催日時	平成25年7月31日(火) 18時～
開催場所	茂原市役所502会議室
出席者	実行委員会委員30名(うち13名所用のため欠席) 事務局(鶴岡企画政策課長、花沢企画政策課主幹、風戸企画政策課主査)
会議次第	1.開会 2.あいさつ 3.議題 (1) 条例づくり分科会について (2) その他 4.閉会
会議要旨	3.議題 (1) 条例づくり分科会について 【議会におけるロビー活動について】 (市民の会代表) ・議会運営委員会の初谷委員長と面会する前に、市民の会に委員として参加していただいている4人の議員と相談したい。 【保護者に対するアンケートについて】 (事務局) ・市内公立小中幼保の保護者を対象としたアンケートについて、インターネット経由で66件、紙ベースで119件の回答を寄せていただいている。このほかにも各学校等で預かってきているものもあるので、最終的には回答数がさらに増える見込み。 ・前回の全体会で、住み心地や定住意向を何のために質問するのかというご意見が寄せられたので、平成20年の市民アンケートを改めて分析した。年齢別に比較すると、住み心地はどの世代もほぼ同じだが、定住意向については年齢が高くなるほど住み続けたいと考える傾向にある。地域別や通勤通学先別でも分析した。住み心地と定住意向の相関については、住み心地がよいと回答した人ほど定住意向が強く、住みにくいと回答した人ほど移住意向が強いことが垣間見えた。今回のアンケートは対象年齢が異なるが、同じように分析して、市民の会の活動に役立てたい。 【条例の名称について】 (市民の会代表) 前回の運営委員会で、条例の名称について、「自治基本条例」ではなく「まちづくり条例」を用いた方がよいのではないかという意見が出た。他市で自治基本条例が議会で否決に至った理由が「市民への浸透度が疑問視」というこ

と、市民に理解して関心を持ってもらうために、なじみやすい言葉、聞いてすぐにイメージがわくような名称がいいのではないかというのが主な理由。単に名前を変えただけでいいものではなく、市民の後ろ盾を得る必要がある。

・議会や行政に対しても適用されるという意味で、「基本」という言葉を用いるべき。わかりやすいからといって、根本を崩す必要はないのではないか。

・単に「まちづくり」といってしまうと、ハード面の印象が強く、自治の概念が薄れてしまう。他市も「〇〇まちづくり条例」となっており、冠がないものはほとんどない。中身は今までと同じものだが、より親しみやすい名称としたい。

・すべての条例の基本になるものであり、名前を変えても、その位置付けは変わらないのではないか。

・各分科会での議論を、運営委員会でもまだ集約できていない。合体はしたが、一つひとつの条文についてはこれから議論になる。その結果、条文も変わるかもしれない。これは名称の如何に関わらずである。

・名称はまちづくり条例でもいいが、全ての条例の基本となるものという意図を前文などに入れてほしい。

・まちづくりをするための条例であり、それをずっとつくってきた。前文にはまちづくりの基本であるという文言を入れて、タイトルはまちづくり条例でも良い。

・議論の出発点に市民憲章を置きたい。「私たち茂原市民は」で始まり、「まちをつくりましょう」とある。5つの文章も、「私たちは」で始まり、「〇〇なまちにします」で終わる。ここから「まちづくり条例」という名称が由来している。5つの文章は、誰もが認めることであり、普遍性のある言葉。私たちの生活に何が足りないのか、市民参加のアイデアもそこから生まれてくる。市民憲章から出発した条例づくりを進めたい。

【まちづくり条例にすることについて賛否：賛成多数】

(名称の案)

- ① 共生と共創のまちづくり条例
- ② みんなでまちづくり条例
- ③ 福祉のまちづくり条例
- ④ ひとにやさしいまちづくり条例
- ⑤ みんなでつくろう茂原まちづくり条例
- ⑥ 市民参画と協働のまちづくり条例
- ⑦ 茂原市まちづくり条例
- ⑧ 茂原市まちづくり基本条例
- ⑨ 茂原市みんなのまちづくり条例

多数決の結果、⑦「茂原市まちづくり条例」とすることとした。

なお、他の案についても両論併記する。

【その他】

・前回の分科会で、条例ができたかどうかについて話し合った。A 分科会では一定の結論に達したところであるが、他の分科会ではそこまで至っていないところもある。きちんとまとめて提示してほしい。それが市民フォーラムを開催することになったときの有用な資料にもなる。

・次回の運営委員会を 8 月 3 日（土）に行う
→8 月 6 日（火）に変更（8/1 追記）